

# 平成31年度山梨県成長分野就業体験支援事業費補助金募集要領

## 1 成長分野就業体験支援事業について

県内に事業所を有する中小企業における安定的で良質な雇用の創造を図るため、今後成長が期待される産業分野において、職場訓練を通じて人材育成を行う場合の人件費を、正社員雇用を条件として、助成する。

## 2 補助対象事業

- (1) 山梨県内に居住している求職者又は山梨県外に居住している求職者であって、山梨県内の就職を求めている者（以下「地域求職者」という。）を、正社員として雇用し、職場訓練を行い、職場訓練終了後も引き続き、正社員として雇用する場合。
- (2) 地域求職者を非正規社員として雇用し、職場訓練を行った後、直ちに正社員として雇用する場合。
- (3) 自社で既に非正規社員（契約社員、パート、アルバイト等）として雇用している者に対し、職場訓練を行った後、直ちに正社員として雇用する場合（以下「正社員転換」という）。

派遣社員を派遣先で雇用する場合、職場訓練開始時に正社員として雇用する場合は対象とする。

## 3 正社員（正規社員）の定義

以下の要件をすべて満たす労働者をいう。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- (2) 派遣労働者でないこと。
- (3) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
- (4) 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

## 4 補助対象事業者

- (1) 県内に事業所を有する中小企業（注1）であり、「やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト」に参加する次の業種（注2）の企業が対象とする。

注1：中小企業とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人をいう。

ただし、サービス業は、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人をいう。

→「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業に該当する。

※常時使用する従業員とは、中小企業基本法では、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解する。

よって、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等非正規社員及び出向者は、個別に判断される。

また、以下の者は従業員にはならない。

- ・日雇い
- ・2か月以内の期間限定の雇用
- ・季節性のある業務に4か月以内の期間限定で雇用・試用期間中

※2：対象業種は、日本標準産業分類（中分類）において、以下のとおりである。

プラスチック製品製造業(18)、金属製品製造業(24)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)、情報サービス業(39)

- (2) 雇用保険適用事業所であること
- (3) 労働保険料に滞納がないこと
- (4) 補助金の交付申請書提出日の前日から起算して6か月前の日から補助金の実績報告書提出日までの間に、雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）等、事業主の都合により離職させた事業主以外の者であること（雇用保険資格喪失届の「6. 喪失原因」の欄に「3」を記載したことがないこと）。
- (5) 補助金の交付申請書提出日から起算して過去3年間及び補助金の実績報告書提出日までの間に厚生労働省が実施している雇用関係助成金に係る不正受給を行ったことがないこと。
- (6) 補助金の交付申請書提出日までの過去1年間、および補助金の実績報告書提出日までの間に労働関係法令違反を行っていないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (8) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業主が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 補助金の交付申請書提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産している事業主ではないこと。倒産とは、具体的には、次の状態であることを指す。
  - 破産手続開始（破産法第15条第1項）の申立てを行っている者
  - 再生手続開始の申立て（民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立て）を行っており、事業活動を継続する見込みがない者
  - 更生手続開始の申立て（会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立て）を行っており、事業活動を継続する見込みがない者
  - 特別清算開始の申立て（会社法510条の原因により同法511条により申立て）をしている者
- (10) 補助金の交付申請書提出日から起算して過去3年以内に、当該地域求職者（本補助

金の対象者)を雇用していないこと。

- (11) 当該地域求職者を対象とした補助金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、国または県が実施するものを受給していないこと。
- (12) 県税に未納がないこと。
- (13) 必要な書類の提出や実地調査等、補助金の交付等に係る審査に協力すること。

## 5 補助対象事業の要件等

### (1) 補助対象となる職場訓練

業務に従事させながら、地域求職者及び自社で既に非正規社員として雇用している者(以下「当該雇用者」という。)のキャリア形成を促進するために行う訓練であり、以下のような条件とする。

- ① 1か月あたりの訓練時間が40時間以上であるもの。
- ② 指導及び能力評価に係る担当者及び責任者を定めること。
- ③ 訓練受講者への研修内容の明示方法が定められていること。
- ④ 訓練内容、訓練時間等を記載した訓練日誌を雇用者毎に整備すること。

### (2) 補助対象となる 職場訓練期間

職場訓練期間は1か月以上4か月以内とする。

ただし、4か月を超えて職場訓練を行った場合でも、補助対象経費については、4か月分までしか申請できない。

**また、職場訓練期間が4か月以内であっても、当該年度の3月31日までの経費しか対象には出来ない**ので注意すること。その場合、翌年度の4月1日に正社員として雇用していることが確認出来なければ対象外とする(4月1日が休日の場合、4月の最初の勤務日に正社員として雇用されていればよい)。

- (3) 新たに雇用する場合、ハローワークへの募集等、公の手続によることが望ましく、事業主又は取締役の3親等以内の親族を雇用した場合は、対象外となる。

**また、新卒採用(※)や退職者補充も対象外である。**

※新卒採用：企業が卒業予定(新卒者)の学生を対象に、在学中に採用試験を行って内定を出し、卒業後すぐに採用すること。

## 6 補助対象経費等

### (1) 補助対象経費

補助事業を実施するに際して、補助対象事業者が負担する当該雇用者に係る以下の経費をいう。

- ① 当該雇用者の給与(給料、各種手当(通勤手当以外の職務に関係のない手当は除く。))であり、補助対象事業者が定める就業規則等で支給の根拠が確認できるものに限る。

※補助対象となる手当：役職手当、技能手当、皆勤手当、特殊作業手当、資格手当、危険手当などの勤務に関係のある手当、通勤手当(ただし、消費税分を除く)

※補助対象とならない手当：家族手当、住居手当、地域手当、単身赴任手当、食事手当など職務に関係のない手当、

## 時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当

### ② 社会保険料事業主負担分

標準報酬月額を求める際は、**補助対象経費となる給料と手当を合計した金額**を報酬月額として使用すること。

また、健康保険が協会けんぽではない場合、通常使用している保険料額表を用いて、算定すること。

### ③ 労働保険料事業主負担分

労災保険料率については、直近の労働保険料申告書に記載されている料率を用いて算出すること。

## (2) 補助率

補助対象経費の10分の8以内とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。

## (3) 補助限度額

① 訓練期間が1か月の場合は、1人あたり25万円までとする。

② 訓練期間が1か月を超え2か月以内の場合は、1人あたり50万円までとする。

③ 訓練期間が2か月を超え3か月以内の場合は、1人あたり75万円までとする。

④ 訓練期間が3か月を超え4か月以内の場合は、1人あたり100万円までとする。

⑤ 1社あたり4人を限度とする。

## 7 補助金の交付申請について

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、山梨県成長分野就業体験支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条に定める補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて提出しなければならない。

### ① 提出書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 補助対象経費内訳（第1号様式の2）
- ・ 職場訓練計画書（第1号様式の3）
- ・ 申告事項（第1号様式の4）
- ・ 雇用契約書等の写し（交付決定後に雇用契約を締結する場合は「案」で可。）
- ・ ハローワークを通じて新たに雇用した場合は、ハローワークの紹介状の写し  
ハローワークを通していない場合は、求人が掲載されている広告やホームページの写し
- ・ 新たに雇用する場合は、履歴書の写し
- ・ 既に雇用している非正規社員の場合は、労働者名簿の写し
- ・ 「やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト」参加申込書の写し
- ・ 直近の労働保険料申告書の写し（労働保険料事業主負担分が補助対象経費に含まれている場合）
- ・ 社会保険料事業主負担分について、協会けんぽに属していない場合は、保険料額表の写し（社会保険料事業主負担分が補助対象経費に含まれている場合）
- ・ 法人にあつては、法人登記簿謄本の写し、個人事業主にあつては、開廃業等届出書の写し

- ・県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ・その他知事が必要と認める書類

②提出する際には、次の点に注意すること。

- ・職場訓練計画書（第1号様式の3）は、当該雇用者が2人以上いる場合は、各々作成すること。
- ・職場訓練のスケジュールも作成し、添付すること（様式は任意）。
- ・申告事項（第1号様式の4）については、該当する方にレ点を記載すること。

③提出時期

地域求職者を雇用する日又は正社員転換を目的に職場訓練を開始する日までに提出すること。

原則として、10日前までに提出することとし、それ以降となる場合については、事前に連絡すること。

(2) 交付申請の受付期間

要綱に定める申請書に必要事項を記載の上、山梨県産業労働部労政雇用課まで郵送又は持参すること。

○受付期間：2019年4月1日（月）から2020年2月28日（金）まで  
ただし、予算額に達した時点で受付を終了する。

年度当初については、申請日と決定日までの期間が短期となることから、3月18日（月）から、申請書類の記載内容等の事前確認等の相談を受け付ける。

○受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。）

(3) 補助金の交付決定

補助対象事業については、申請内容を審査のうえ、申請者に対して交付決定書を通知する。

なお、審査は原則、提出した申請書類等による書類審査により行うが、必要に応じて申請内容の確認をする場合がある。

(4) 補助事業の変更

交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係る経費又は内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。軽微な変更については、次のとおり。

①補助対象経費の20%以内の減額を行う場合

②職場訓練による効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合

※訓練により習得する技能や知識が変わる場合は、軽微な変更ではないので注意すること。

(5) 補助事業の中止又は廃止

①補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認をうけること。

②補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### (6) 雇用に関する報告

交付申請時に、地域求職者と雇用契約を結んでいない場合は、交付決定後、速やかに地域求職者と雇用契約を締結し、県へ報告すること。

## 8 補助事業の実績報告

### (1) 実績報告書の提出

補助対象事業者は、補助事業が完了したら、実績報告書（第4号様式）に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### ①提出書類

- ・実績報告書（第4号様式）
- ・補助対象経費内訳及び職場訓練実施報告（第4号様式の2）
- ・訓練日誌（第4号様式の2（別添））

※類似の様式でも可。ただし、事前確認をすること

- ・出勤簿（タイムカードの写しでも可）
- ・賃金台帳や給与明細など、補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
- ・事業終了後の雇用契約書等の写し  
（正社員転換の場合や賃金等労働条件に変更がある場合）
- ・訓練状況を示す写真
- ・必要に応じて、労働協約または就業規則（賃金規程を含む）
- ・その他、知事が必要と認めるもの

#### ②提出時期

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は**2020年4月3日（金）のいずれか早い期日まで**とする。

## 9 補助金の額の確定について

提出された報告書や添付資料について書類の審査を行う。また、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

## 10 補助金の支払いについて

補助金の額の確定後に支払う。支払日が確定したら、担当者あて連絡する。

## 11 職場訓練後の就業状況の報告

(1) 補助事業者は、補助事業を完了した翌年度の6月末日までに就業状況について、状況報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。

(2) 本補助金を活用して雇用した地域求職者や非正規社員が翌年度の6月末日以前に退

職した場合、補助事業者は、その退職した日から起算して14日以内に状況報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。

## 1.2 書類の整備及び保管

本事業は、国の補助金を活用した事業であることから、補助金が交付された場合は、会計検査院の現地検査の対象となるので、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管すること。

## 1.3 補助金の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- ①補助事業者が、補助事業に関し、法令や規則等に違反したとき。
  - ②補助事業者が、この要綱の規定又は交付決定内容等に違反したとき
  - ③交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することが出来なくなった場合
- (2) 取消しをした場合、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を決めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (3) 返還を命ずる場合には、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

### <参考>

#### 関係する法律の抜粋

##### (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第2条第一号 キャバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

第二号 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところに計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営む者を除く）

第三号 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

第4項 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。

第5項 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

##### (2) 山梨県暴力団排除条例

第二条第一号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号(※)に規定する暴力団をいう。

※その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

第二条第二号 暴力団員 法第二条第六号(※)に規定する暴力団員をいう

※暴力団の構成員をいう。

### (3) 雇用保険法施行規則

第35条第1項第1号 倒産(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は前条の事実をいう。)に伴い離職した者

### (4) 民事再生法

第21条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

### (5) 会社更生法

第17条 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実(次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。)があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

- 一 破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合
- 二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

# 山梨県成長分野就業体験支援事業費補助金のフロー

